

注意事項

1. 届出先

(子ども・子育て支援法第55条第2項、子ども・子育て支援法施行規則第46条)

区分	届出先
設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が1つの市町村内に所在する場合 【＝町田市内のみに確認施設がある場合】	【町田市長】 〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22 子ども生活部保育・幼稚園課
設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が2以上の都道府県に所在する場合 (例)町田市(東京都)と相模原市(神奈川県)に確認施設がある場合	【内閣総理大臣】 〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5霞が関ビルディング21階 子ども家庭庁保育政策課
上記以外の場合 (例)町田市(東京都)と八王子市(東京都)に確認施設がある場合	【東京都知事】 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 福祉保健局少子社会対策部保育支援課

※施設の確認等により、事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合、変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります。

(例)町田市のみで事業展開していた設置者・事業者が、新たに相模原市においても事業を開始した場合
→届出先:町田市長→内閣総理大臣に変更
(町田市および子ども家庭庁の両方に届け出る必要があります。)

2. 設置者・事業者が整備する業務管理体制

(子ども・子育て支援法第55条第1項、子ども・子育て支援法施行規則第45条)

施設等の数	20未満 (個人立を含む)	20以上100未満	100以上
業務管理体制の内容	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者(「法令遵守責任者」)の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者(「法令遵守責任者」)の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者(「法令遵守責任者」)の選任
		業務が法令に適合することを確保するための規程(「法令遵守規程」)の整備	業務が法令に適合することを確保するための規程(「法令遵守規程」)の整備
			業務執行の状況の監査を定期的実施

※施設数に変更が生じて、設置者・事業者が整備する業務管理体制が変更されない場合は、変更の届出をする必要はありません。

(例)確認を受けている施設が10→11に増加:届け出る必要はありません。
確認を受けている施設が19→20に増加:届け出る必要があります。